

## 特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告に関する会長声明

2020年8月19日、特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会が報告書（以下、「報告書」という。）が提出された。

報告書では、特定商取引に関する法律（以下、「特商法」という。）及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下、「預託法」という。）の制度の在り方について一定の見解が示されたが、当会は、その見解について概ね賛同するところであるが、法改正に向けて、消費者保護の観点から以下のとおり意見を述べる。

### 1 預託法の在り方について

(1) 報告書が示した販売預託商法の原則禁止に異論はないが、悪質な事業者による脱法行為を防止するための法改正が必要である。

販売預託商法については、物品等を販売すると同時に預かると説明しつつ、実際には物品等が存在しない、当該物品等を運用する事業の実態がなく、早晚破綻することが明らかであるにもかかわらず、高い利率による利益還元が受けられる、あるいは販売価格と同額での買取りにより元本を保証すると説明して取引に誘引する等の問題が指摘できる。また、現行の預託法が一定期間以上の預託を対象とするところ、この期間制限を逆手にとって同法の適用を免れようとする事業者が存在するという問題もある。

そこで、契約の形式や期間にかかわらず、販売と預託を組み合わせる取引を禁止の対象とするため、金融商品取引法の集団投資スキームを参考に「物品その他の財産権の販売等と一体として、販売した物品その他の財産権の抛受を受け、これを用いた事業に伴う利益を提供する仕組みの取引」とするなど、取引実態に即した定義規定を設けるべきである。

一方、商品のオーナーになるという買戻特約付売買契約の形態を利用した取引などについては、金融商品取引法の集団投資スキームによって規制を及ぼすことを検討するなど、隣接する法律の間にすき間が生じ、悪質な事業者が規制から免れることのないよう、関係法律の適用範囲の明確化を図るべきである。

(2) 報告書が示したとおり、現行の預託法については、特定商品性の撤廃、勧誘規制の強化、広告規制の新設、勧誘の際に告げた事項又は広告で表示した事項に係る合理的な根拠を示す資料の提出及び当該資料が提出されない場合の行政処分の適用に係る違反行為が行われたものとみなす規定の新設、業務禁止命令の導入を早急に行うべきである。

そして、これまで預託商法による被害が繰り返し生じていることを踏まえれば、罰則が導入されなければ実効性を欠くと言わざるを得ない。過去の販売預託商法の大規模被害の実態や反社会性の強さを踏まえ、改正された預託法違反の犯罪については重い法定刑を設けるべきであり、特に販売預託商法については、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下、「組織犯罪処罰法」という。）における詐欺罪に相当する法定刑を設けるべきである。

加えて、販売預託商法を組織犯罪処罰法の適用対象とし、販売預託商法に係る犯罪収益を没収し、その上で、没収した財産を被害者の被害回復に充てる仕組みを構築すべきである。

### 2 特商法の在り方について

(1) 報告書が示した「消費者被害の拡大防止等を図るための措置」に関する特商法の改正課題については、いずれも賛同するところであり、早期に法改正すべきである。

特に、消費者被害の集団的な救済の道が開かれるよう、特定適格消費者団体が訴えを提起した共通義務確認訴訟を対象として、消費者庁等が実施した行政処分の根拠資料

等を特定適格消費者団体が証拠として用いることができるように提供することを可能とする規定の新設を期待するものである。

- (2) 同じく、詐欺的な定期購入商法をなくすために、独立した実効性のある規制を設けることに賛成する。

被害実態の多くは、広告において、お試し・初回無料など、定期購入の条件とは実質的に矛盾する表示のみが強調され、消費者が定期購入が条件となっていることを認識することなく契約を行っているというものであるから、こうした定期購入を条件としていないと誤認させる文言の表示を禁止した上で、実効性を確保するため、違反行為に対して十分に抑止効果のある罰則規定を設けるべきである。

さらに、電子消費者契約法第3条と同様に、重過失の有無を問わず錯誤取り消しの対象とすることで、消費者被害の拡大防止を図るべきである。

- (3) 報告書が指摘するとおり、詐欺的な定期購入商法の契約に関しては、解約・解除が不当に妨害されるおそれも大きいことから、広告画面及び申込確認画面において、解約自由・解除保証等の表示を強調しながら、解約方法や解約条件に関する制限を目立ちにくい小さな打ち消し表示とする行為並びに解約申出の連絡を事実上困難とする行為を禁止し、これに違反する場合は、2回目以降の契約に関して中途解約権を保障し、違約金の定めを制限することで、不当な解約・解除の妨害行為についても対応を強化すべきである。

- (4) 報告書が問題点を指摘するいわゆる「送り付け商法」をなくすために、諸外国の例も参考とし、特商法において、消費者の承諾なく商品を送付して対価を要求すること及びその商品に係る売買契約の諾否の回答又はその商品の返還を求めて消費者に連絡を取ることを禁止した上で、実効性を確保するため、違反行為を行政処分や罰則の対象とすべきである。

加えて、消費者の保護の観点から、経過期間を要件とせず、直ちに、事業者が商品の返還請求権を喪失するとともに、消費者の代金支払義務及び不当利得返還義務が存在しないことを特商法に明記すべきである。

以上

2021年2月8日

岩手弁護士会

会長 大和久 政 也

